附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和八年十月一日から施行する。

（支給単位期間等の開始に関する経過措置）

第二条　令和八年九月二日から同月三十日までの間（以下「特定期間」という。）に職員に新たに給与法第十二条第一項の職員たる要件が具備されるに至った場合若しくは通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合又は職員がこの規則による改正前の規則九―二四第二十三条第二項に規定する場合（同条第三項に規定する場合に該当しているときを除く。）に該当し、特定期間に復職し、若しくは職務に復帰した場合の通勤手当に係るこの規則による改正後の規則九―二四第十九条第五項に規定する支給単位期間等は、同年十月から開始するものとする。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年九月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―五五―一五八

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前

別表第一（第一条―第四条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当が支給される特地官署

都道府県	所在地	官署	級別区分（冬期以外の期間）	級別区分（冬期）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
熊本県	八代市泉町椎原一の二	熊本南部森林管理署五家荘森林事務所	二級地	二級地
	阿蘇郡産山村大字山鹿二〇八四の五	北部九州土地改良調査管理事務所大野川支所		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（略）

二　（略）

改正前

別表第一（第一条―第四条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当が支給される特地官署

都道府県	所在地	官署	級別区分（冬期以外の期間）	級別区分（冬期）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
熊本県	八代市泉町椎原一の二（新設）	熊本南部森林管理署五家荘森林事務所（新設）	二級地	二級地
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（略）

二　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―五五別表第一の一の表熊本県の項の規定は、令和八年四月八日から適用する。